
平成25年第2回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

平成25年4月30日(火)

1. 議事日程第1号

平成25年4月30日(火) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第 3 議案の上程(議案第35号から議案第44号)
 - 第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
 - 第 5 質疑・討論・採決(専決処分9件、条例制定1件)
 - 第 6 常任委員会委員の選任
 - 第 7 議会運営委員会委員の選任
 - 第 8 特別委員会委員の選任
 - 第 9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
 - 第10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
 - 第11 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第12 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議案の上程(議案第35号から議案第44号)
- 日程第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
- 日程第 5 質疑・討論・採決(専決処分9件、条例制定1件)
- 日程第 6 議長辞職について
- 日程第 7 議長選挙
- 日程第 8 副議長辞職について
- 日程第 9 副議長選挙
- 日程第10 議席の変更指定について

- 日程第 1 1 常任委員会委員の選任
- 日程第 1 2 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 1 3 特別委員会委員の選任
- 日程第 1 4 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第 1 5 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
- 日程第 1 6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 1 7 追加議案の上程（議案第45号）
- 日程第 1 8 質疑・討論・採決（議案第45号）
- 日程第 1 9 委員会の継続審査の付託について

出席議員（16名）

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 蔵 順 一	議 事 係 長	小 野 英 一
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之

農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅 木 良 政	商工観光振興 課長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会計課長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長	穴 本 芳 雄	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	行政係長	石 井 信 彦

上 程 議 案

- 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（その1）
玖珠町税条例の一部改正について
- 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（その2）
玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（その3）
玖珠町税特別措置条例の一部改正について
- 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（その4）
平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（その5）
平成24年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（その6）
平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（その7）
平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（その8）
平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第44号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定
について
- 議案第45号 玖珠町監査委員の選任について

午前10時00分開議（開会）

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

また、本日は議会だより掲載のため写真撮影を許可しております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成25年第2回玖珠町議会臨時会は成立いたしました。

よって、ここに本臨時会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

4番 石 井 龍 文 君

13番 藤 本 勝 美 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田修治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

玖珠町議会委員会条例第10条により、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利俊行君。

○議会運営委員長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成25年第2回玖珠町議会臨時会の開会に当たり、去る4月26日、議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日4月30日の1日間といたしたいと思っております。

本臨時会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件9件、条例の特例に関する条例の制

定案件 1 件であります。

なお、本日の臨時会は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で採決までお願いいたします。

また、玖珠町議会委員会条例第 3 条の規定により、常任委員などの選任がえがありますので、多少の日程の変更が生じることはありますが、議長のほうで取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうか本臨時会の意向をご理解いただきまして、慎重なるご審議をいただき、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議会運営委員会を代表いたしまして一言お礼申し上げます。

この 2 年間にわたりまして、議会運営委員会に格段のご愛顧賜りまして、議会運営委員会をスムーズに運営することができました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様方にもご協力を賜りまして誠にありがとうございました。議会運営委員会を代表してお礼を申し上げ、報告いたします。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は本日 4 月 30 日の 1 日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日 4 月 30 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議案の上程（議案第 35 号から議案第 44 号）

○議 長（高田修治君） 日程第 3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第 35 号から議案第 44 号の 10 議案について、一括上程いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第 35 号から議案第 44 号の議案につきましては、一括上程することに決定いたしました。

日程第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明

○議 長（高田修治君） 日程第 4、町長に諸般の報告並びに提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日ここに平成25年第2回玖珠町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年12月に行われた衆議院議員総選挙に伴い政権交代があり、国の平成25年度の予算編成が越年となり、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせた、いわゆる15カ月予算により、日本経済再生について対応がなされることとなりました。本年2月26日に、総額13兆1,000億円の平成24年度補正予算が成立いたしました。また、1月29日には総額92兆6,000億円の平成25年度の一般会計予算案が閣議決定され、国会に提出され、4月16日に衆議院本会議で可決され、現在参議院で予算審議が行われています。来月中旬、5月10日ごろを目標に予算が成立し、公共事業等の本格的な事業着手となる見通しでございます。

第2次安倍内閣は、日本経済再生を最優先課題に掲げています。アベノミクスと言われているいわゆる一連の経済政策により景気回復への期待感も日増しに高まってきています。本年初めに1ドルが約87円台でございました。日経平均も約1万400円でございましたが、現在では1ドル100円近くに迫っており、また日経平均は1万3,800円を超えるまで上がっています。直近、先週末でございますけれども、為替は1ドル97円85銭、日経平均のほうは1万3,884円となっております。

次に、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の日本の交渉参加についてありますが、4月20日に開催されましたT P P参加国の会合で、先行して参加している11カ国全ての同意を得て、7月のT P P閣僚会合から交渉に参加することになりました。日本が通商ルールをつくりに関与できる時間は限られております。重要農産物の関税維持など、日本の国益をどれだけ確保できるかが焦点となっております。

玖珠町においても、先月の3月議会にて、こうした国の流れを受けまして、事業の選択と集中を基本に、1、豪雨災害から一日でも早い復旧・復興、2に活力あふれる産業振興のため、機関庫跡地環境整備の着手、3つ目といたしまして、第5次総合計画を柱としたまちづくりの推進、以上3項目を重点施策として総額85億1,000万円の平成25年度一般会計予算を議決いただき、既に事業着手を行っているところでございます。今後も国や県などの最新の動向に注視しながら、玖珠町としても事業の見直しや効率化に取り組み、規律ある財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

また梅雨の時期が近づいてまいりましたが、昨年7月の九州北部豪雨災害を教訓に、あらゆる災害に強い玖珠町、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指していくとともに、本年3月31日に中国政府が公表した鳥インフルエンザの人への感染等、ウイルス等の見えない脅威に対しても、対策を強化していかなければならないと考えているところでございます。

それでは、本日提案いたしました議案10件につきまして、提案理由を説明申し上げます。

お手元の議案書をお開きください。

議案第35号から議案第43号までの9議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、専

決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、各議案について、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページ目をお開きください。

議案第35号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）、玖珠町税条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い提出するものでございます。具体的な改正につきましては、個人住民税における住宅ローン特別控除について、3年間の延長及び拡充となっております。このほか、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率の引き下げなどがございます。別冊参考資料の1ページから12ページ目にかけて新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧、参照お願いいたします。

次に、議案集の6ページ目をお開きください。

議案第36号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い提出するものでございます。具体的な改正点は、平成20年度の後期高齢者医療保険制度の創設に伴い、5年間、世帯平等割額を2分の1軽減されていた世帯で、平成25年度以降、軽減措置の適用を受けられなくなる世帯が生じるため、急激な負担増を避けるため、措置を講ずるものでございます。別冊資料集の13ページから17ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案集の8ページ目をお開きください。

議案第37号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）、玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

本案は、減収補填制度を規定している政省令のうち、平成24年度末にその期限が到来するものについて改正を行うものでございます。主な改正内容は、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置、減収補填の制度の整理、合理化等を行い、適用期限の延長を行うものでございます。別冊資料集の18ページ目から20ページ目にかけて新旧対照表を掲載しております。ご参照お願いいたします。

次に、議案集の10ページをお開きください。

議案第38号は、専決処分の承認を求めることについて（その4）、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

補正予算書は別冊になっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

まず、1ページ目ではありますが、一般会計補正予算の第8号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,353万円を減額し、歳入歳出それぞれ98億6,489万5,000円といたすものでござ

います。

9 ページ目をお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、旧森自治会館解体事業、三島グラウンド東屋新築工事の追加に伴い補正をしたものでございます。

10ページ目をお開きください。

地方債補正につきましては、事業費確定に伴う追加及び減額により、地方債限度額を補正したものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものについてご説明申し上げます。

予算書の14ページになります。

1 款 1 項 1 目町民税であります、決算見込みにつきましては1,761万6,000円の増額を行うものでございます。

1 款 2 項 1 目固定資産税であります、決算見込みによりまして835万1,000円の減額計上を行うものでございます。なお、補正後の額は7億3,610万5,000円でございます。

1 款 4 項 1 目町たばこ税であります、決算見込みによりまして742万1,000円の減額計上を行うものであります。なお、補正後の額は1億4,101万5,000円でございます。

16ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金であります、交付金の決定によりまして802万1,000円の減額計上を行うものであります。なお、補正後の額は1億5,757万9,000円でございます。

11款 1 項 1 目地方交付税であります、普通交付税の追加交付、特別交付税の決定額の一部計上をいたしまして、5,435万2,000円の増額を行うものでございます。

19ページ目をお開きください。

15款 1 項 4 目災害復旧費国庫負担金3,727万6,000円の増額は、公共土木施設災害復旧事業の交付決定によるものでございます。

20ページ目をお開きください。

15款 2 項 1 目総務費国庫補助金1,519万5,000円の減額は、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の充当事業の変更などにより減額計上を行うものでございます。

15款 2 項 9 目教育費国庫補助金865万6,000円の増額は、公立学校施設耐震化事業の交付金額の決定などによるものでございます。

22ページ目をお開きください。

16款 2 項 4 目労働費県補助金1,125万4,000円の減額は、緊急雇用対策事業などの事業費確定により減額計上を行うものでございます。

25ページをお開きください。

19款 1 項 1 目繰入金1億2,791万1,000円の減額は、財政調整基金の減額及び企業立地助成事業の充当財源である地域振興基金の繰り入れなどを減額するものでございます。

27ページをお開きください。

22款1項8目教育債2,380万円の減額は、公立学校施設耐震化事業の交付金額の決定に伴う町負担額の減額などによるものでございます。

22款1項9目災害復旧債5,220万の減額は、公共土木施設災害復旧事業の交付決定に伴う町負担額の減額などによるものでございます。

次に、歳出であります。28ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、事業費の確定及び基金の調整などが主なものでございます。

2款1項1目一般管理費1,175万8,000円の減額については、産休代替臨時職員及び一般賃金の執行確定額によるものでございます。

32ページをお開きください。

3款1項3目障害者福祉費の1,490万5,000円の減額については、自立支援医療給付事業の事業費確定による減額でございます。

33ページをご覧ください。

3款1項8目後期高齢者医療費506万3,000円の減額については、大分県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金などの事業費確定による減額でございます。

36ページをお開きください。

3款5項1目介護保険費531万4,000円の減額につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費1,077万5,000円の減額につきましては、妊婦健診委託料並びに乳幼児・児童生徒医療費助成事業などの事業費確定による減額でございます。

38ページをお開きください。

6款1項4目畜産業費951万4,000円の減額につきましては、繁殖雌牛更新事業などの事業費確定による減額でございます。

40ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費3,350万1,000円の減額につきましては、企業立地助成事業などの事業費確定による減額でございます。

44ページをお開きください。

9款1項5目災害対策費376万3,000円の減額につきましては、災害被災者住宅再建支援事業の事業費確定による減額でございます。

47ページをお開きください。

10款5項5目埋蔵文化財発掘調査費1,341万4,000円の減額につきましては、角牟礼城跡保存整備事業の事業費確定による減額でございます。

49ページをお開きください。

11款1項1目耕地災害復旧費566万円の減額につきましては、九州北部豪雨による災害復旧事業の

一部完了に伴う減額であります。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費403万7,000円の減額につきましては、九州北部豪雨による災害復旧事業の一部完了に伴う減額でございます。

50ページをお開きください。

13款3項6目地域振興基金費5,024万5,000円の増額につきましては、将来のまちづくりの発展に寄与する社会資本の財源確保のため、地域振興基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が一般会計補正予算（第8号）の主なものでございます。

次に、専決いたしました特別会計予算、いずれも別冊となっております。

議案第39号は、平成24年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）、議案第40号は、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、議案第41号は、平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第42号は、平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。議案第43号は、平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

いずれも、既決予算の歳入歳出が確定したことによる調整でございますので、それぞれ予算の具体的内容の説明については、省略させていただきたいと思います。

次に、議案集16ページ目をお開きください。

議案第44号は、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてでございます。

本案は、歳計外現金に係る不正な事務処理を放置してきたことに関し、組織の管理責任を明らかにするために5%の減給処分をしたいので、この案を提出するものでございます。3月の議会定例会の施政方針で申し上げましたように、既に町長は10%、副町長は5%の給料カットを実施しておりますが、合わせまして町長の給与を月額15%、5月分から3カ月間、副町長の給与月額分は10%、5月から3カ月間、それぞれ減額するものでございます。

以上、本臨時会に対しまして、条例の一部改正などの専決処分の承認を求めるものが3件、一般会計補正予算及び特別会計補正予算の専決処分の承認を求めるものが6件、特例条例の制定について1件、計10議案を上程させていただきました。議員の皆さんにおかれましては、何とぞ慎重なご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） お諮りします。

議案第35号から議案第44号の10議案については、会期が本日1日間となっておりますので、委員会付託を省略して直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第44号の10議案については、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題

とすることに決定いたしました。

日程第５ 質疑・討論・採決

○議長（高田修治君） 日程第５、これより議案の質疑・討論・採決を行います。

議案書１ページです。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（その１）、玖珠町税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 宿利です。これは、税条例を改正するわけなんですよ、税務課長。この改正によって、町の税収にどのように影響があるかないか、ちょっとわかりますか。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） お答えしたいと思います。

試算はしておりませんので、具体的金額等はわかりませんが、税の優遇等しておりますので、負担者に軽減を図る措置を延期するというのが主な改正点の１つに上がっておりますので、それを適用することになりますので、本来であれば、納めていただく金額に対して軽減がかかるということです、減収になるということになります。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 宿利です。そうすると、これは新年度から適用ということなんですか。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） 多くの改正につきましては、今年度、25年４月１日から施行というふうになっております。一部ちょっと例外的なものもありますが、ほぼこの４月１日施行ということでご承認のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高田修治君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案集６ページです。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（その２）、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。６ページです。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案集 8 ページです。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（その 3）、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（その 4）、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第 8 号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第 8 号）をお出してください。2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正から、10ページ、第 3 表地方債補正まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入歳出について、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、14ページ、歳入、1 款町税から、27ページ、22款町債まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、28ページ、歳出、2 款総務費から、44ページ、消防費まで質疑ありませんか。

9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 9 番 秦 です。36ページの保健衛生総務費ということで、その13節の委託料とあります。その一番右側の妊婦健診の委託料というのが499万9,000円のマイナスになっておりますけれども、これは要するにこの 1 年、妊婦の方が少なくなったのか、それとも妊婦でありながら健診を受けられない妊婦の方がおられたのか、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 妊婦健診の委託料でございますが、実績として967万5,000円ほど執行見込みでございます。予算では、赤ちゃんが産まれる予測、できるだけ多目に確保して、健診を受けていただくということで予算措置をしておりました。約500万ほど減額でございますけれども、子供さんの妊娠、それから出産等々の数字が少なかったというようなことでございます。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 受けられない妊婦の方がいたのかどうか。実際14回健診、14回無料で受けら

れるという制度でありますけれども、実際妊娠して、妊婦の方が受けられない、14回受けられたかどうかはちょっとわかりませんが、実質それに沿ってきちっと受けられない人もいたのかどうか、全く受けられない人も、妊婦でありながら受けられない人が、妊婦がいたのかどうか、そこら辺は掌握できていると思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 母子手帳の発行、それから保健師さんとの打ち合わせというか交流をしながら、受診をするように指導もしております。中には、母親が受けないというケースが若干ありますが、保健師のほうから指導をして、受診するようにということで、基本的には全員が受診をしておるという立場でございます。

○議 長（高田修治君） いいですか。

ほかに。44ページまで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、44ページ、10款教育費から、50ページ、13款諸支出金、最後まで質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。47ページの10款教育費の5目埋蔵文化財発掘調査費の1,341万4,000円というのが減額されておるが、これはどこなのか。その場所と、なぜ調査ができなかったか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは、宿利議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この場所であります、これは角牟礼の三の丸の事業であります。この金額の減額につきましては、当初事業を2カ年で予定をしておりましたが、これを3カ年に繰り延べたために、この減額になったものであります。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 角牟礼ということになると、今、角牟礼の発掘調査の進捗率はどの程度なんですか。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 大変申しわけありません、進捗率については今把握をしておりませんので、後ほど報告をさせていただきます。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） それでは、質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（その5）、平成24年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書（第2号）をお出してください。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。この会計の予算書なんですけれども、全体的な金額では前は出していなかったですかね。3億ちょっとの会計の予算書と思うんですけれども。

○議長（高田修治君） 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 24年度末の償還済み額と未回収金額は手元に資料を持っておりますけれども、予算書のほうには直接その額は例年載せておりませんけれども、9月の決算の段階のときに申し上げているというふうには思いますけれども。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 予算書である以上は、やっぱり総額の分もちゃんと載せるべきじゃないんですか。

○議長（高田修治君） 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 補正予算ということで、その分の補正の部分だけを載せております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） じゃ、ほかの会計もそういうような形にするんですか。ほかの全ての会計全部、そういうふうな補正があった部分だけを載せるという形をとるんですか。

○議長（高田修治君） 掲載の仕方。特別会計。

河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） _____

○議長（高田修治君） ほかに、第39号、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（その6）、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町簡易水道特別会計補正予算書（第3号）をお出してください。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（その7）、平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

別冊、玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書（第4号）をお出してください。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（その8）、平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町介護保険事業特別会計補正予算書（第4号）をお出してください。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（その9）、平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書（第3号）をお出してください。一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第44号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 7 番河野です。この歳入歳出外現金にかかわる不適正な事務処理のことですが、これについて、その後、中身の内容の解明、ちょっと進んだ部分がもしあればお聞きした

いと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

特に進展したことはございません。この間、発表させていただいたことが全てでございまして、それ以上でもそれ以下でもございません。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。これは、町長以下3役の方の賃金カットだということを伺っておりますが、まず、この5%カットして、そして期間が3カ月というのは、何を根拠でこういうふうな数字を出されたのかお尋ねします。

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） これは、他の県の事例に基づいて調べたところで決定したものであります。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） こういった類いののは、町に何か決まりはないわけですか。今、他の町村の事例を当てたとっておりますけれども、今後こういったことは起こってはいけないし、めったにあるケースじゃなかろうかと思うんですけれども、今回こういうふうなことをなされたことについては、それはそれなりの理由があると思うんですけれども。その辺をちょっとお聞きしたい。

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 町にそういうものはありませんので、県で調査をしまして、県のほうで指導を受けたところであります。

○議 長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 8番尾方であります。宿利議員と同じようなことだったんですけれども、その分で町長、副町長ということで、教育課長のほうはありませんけれども、その当時で時効とかいろんな部分があって、その当時の管理職の方にさかのぼるとか、そういうことはできないわけなんですか。そういうことは、また規約がないからさかのぼっていかない、県のルールに従うということで、そこで切ったのですか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

基本的には、過去にさかのぼってというのは考えておりません。処分とか補填については、前回のとき報告させていただいたと思いますけれども、さかのぼってまでは考えておりません。

○議 長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 8番尾方です。さかのぼることができない。町職員は奉職の方であるから、ある程度していかないと、今後にそういうことが起こらないと思うんですけれども、ある程度のことをしていかないと、どこの、企業を出しちゃ悪いんですけれども、企業でもいろんな問題があれば、

年金を一部カット、退職した者でもカットして賠償したりとかいろんなことがある。それをある程度しないと町民の方は納得しないんじゃないかな。のぼれる部分のはのぼる、ちゃんとした部分を線を書いていかないと、今後ずるずるとなっていくおそれがあるんじゃないかと思っております。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） やはり法的には、時効の問題も含めて非常に難しいところがあります。同義的なところをどうするかということは、前のときもご報告申し上げましたけれども、同義的な問題は残っているんじゃないかというふうに、法的にはやはり非常に難しい面があります。そういう状況でございます。

○議長（高田修治君） ほかに、44号質疑。

9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それでは、この議案44号については、町長、教育長、副町長の給与をカットしてそれに充てると。

〔「教育長はない」と呼ぶ者あり〕

○9 番（秦 時雄君） 教育長はないですね。その町長と副町長、これの給与のカットによって690万円か700万円近くの穴を埋めるということによろしいんですか。それともまた一般に、同義的な、これ大きなミスでありますので、町職員にもやっぱりそういうことを科していくのかということ、それが1つあります。それともう一つは、六百九十何万の穴が開いているわけですね。だから、私たちの素人考えでちょっとわからないところはあるんですけど、穴があいて、余計ミスをして、二重払いをしたということでお聞きしておりますけれども、その穴のあいた部分というのはどういうふうに処理されているのか。一般の金融会社からお金を借り入れて、その穴埋めしたのか、そこら辺のことがちょっと私にはわかりにくいところがありますので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） その金融機関から借りてとかそういうのではなくて、歳計外のところは、前のときも申し上げましたけれども、数千万の資金が、いろいろ歳計外の項目、住宅資金の預託金とか消防の退職金とかいろいろ項目あります。その中のお金が残っていますが、その中で一応充当しているという状況で、借り入れているということはございません。

そして、先ほど給与カット、これは当然、その3カ月ぐらい給与カットしてくれて埋める、いわゆる埋めということは、そのお金からすることはできません。我々の分は、そのものをもってそちらに埋めるんじゃないくて、いわゆる管理責任ということでカットしてしまして、その歳計外の不足金とは全然別の状況で管理者責任をとるということで。不足金につきましては、やはり今後、町職員も含めて同義的責任の範囲をどういうふうにするかということで、また一応、今後検討して進めていきたいと考えております。

○議長（高田修治君） 7 番河野博文君。

○7 番（河野博文君） そのあいた部分は、やはり何らかの形で補填しなければならないんじゃない

かなというふうに思っておりますが、これがずっと、24年度まで、昨年まで、その形がずっとわかってきて、会計処理をそういうふうな形で不足がわかっていて補う、それでまた補うという形で来たんでしょうか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 補うじゃなくて、もうマイナスになったままずっと来ているという状況でございます。先ほど申しあげました歳計外の中に数千万のお金が常に残っております。そこがマイナスになったまま、平成14年度を最後、十数万円でしたですね、そして、平成8年以前が百何十万、正確な数字はちょっと恐縮なんですけれども、平成9年度のいわゆる加重、税金のいわゆる二重払い、還付しなかった500万ぐらい、その時点で不足したままずっと来ていると。歳計外の中に常に数千万のお金が残っているという状況で、補うということではなくて、その状態が続いたという状況でございます。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 7番河野です。不足がずっとあったということですが、その内容については、やはりその担当した総務課長さんとか会計課長さんとか、そういう方々は、ずっとその内容を知っていたということで、不足しているという内容を知っていたということではないのでしょうか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には認識していたんじゃないかと思います。それが今まで処理がされなかったということで、私のほう、ある時点からわかりましたのでまた再度調査いたしまして、この間、マスコミ等に報告いたしましたように、いわゆる不正は何もございませんでした。問題は、その今まで来た管理責任というところですね。マネジメントとガバナンスがきいていなかったということにつきまして、この間も皆さんにご報告させていただきましたし、マスコミのほうにも報告させていただきましたし、いわゆるそういうことを失ったガバナンスですね、ここが非常に問題になっていることでして、私のほうも今後運営につきましてガバナンスとマネジメントのほうを強化していきたいというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 議案第44号の質疑、ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終結いたします。

河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） すみません、先ほどの河野議員から質問ありました総額の件であります。

今回の報告につきましては、特別会計については、当初予算で3億139万1,000円を計上していたところであります。3月補正で3億76万5,000円の減額を行いました。これは決算の見込みで減額を行ったものであります。今回の専決で住宅貸付会計の過年度貸付金の収入額の確定及び基金利息の確定に伴うもので、総額を計上してあるところであります。

○議 長（高田修治君） いいですかね。

それでは、これより採決を行います。

議案第35号から議案第43号までの9議案は、専決処分の承認を求める案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第43号までの9議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第35号から議案第43号までの9議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第35号から議案第43号までの9議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第44号は、条例の特例に関する条例の制定案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長（高田修治君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは常任委員会委員構成等のため、全員協議会を行いますので、議員控室にお集まりください。執行部の方々はここで退席をお願いします。出席を求めるときは、改めて連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

(執行部退席)

午前11時02分 休憩

△

午前11時35分 再開

○副議長（清藤一憲君） 再開いたします。

湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは、先ほどの宿利議員の質問に対しまして、補足をさせていただきます。

まず、この角牟礼城の調査の分であります。概要につきましては、2010年に調査を終了し、報告をさせていただいております。また、この事業における調査とは、石積みを積みかえる工事とあわせて調査が同時に行われます。24年度につきましては50%の石積みの工事を終了しております。25年度に残り50%をするということですので、調査の進捗状況としては50%、2年を3年に延ばした状況としては、最後の26年度に仕上げの工事をするということで、2カ年から3カ年に延ばさせていただいております。

以上であります。

○副議長（清藤一憲君） ただいま、議長高田修治君より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長において議長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

議長高田修治君より、玖珠町議会議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職について日程に追加して、直ちに本日の議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清藤一憲君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職を日程に追加し、議題といたします。

日程第6 議長辞職について

○副議長（清藤一憲君） 日程第6、議長辞職について。

本案は、高田修治君の一人身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により、高田修治君の退席を求めます。

(議長高田修治君退席)

○副議長（清藤一憲君） 議長の退職願を事務局長に朗読させます。

大蔵議会事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 辞職願

私儀 この度、玖珠町議会の慣例により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願い出ます。

平成25年 4 月30日

玖珠町議会議長 高田修治

玖珠町議会副議長 清藤一憲殿

○副議長（清藤一憲君） お諮りします。

高田修治君の議長辞職願を許可することに賛成の方の起立を願います。

（起立全員）

○副議長（清藤一憲君） 起立全員です。着席願います。

よって、高田修治君の玖珠町議会議長の辞職については許可することに決定いたしました。

高田修治君の着席を許可します。

（16番高田修治君着席）

○副議長（清藤一憲君） ただいま、玖珠町議会議長が欠員となりました。

お諮りします。

直ちに議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清藤一憲君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで一旦休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清藤一憲君） 異議なしと認めます。

よって、これより全員協議会を行いますので、休憩いたします。

議員控室にお集まりください。

執行部の方はここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

（執行部退席）

午前11時40分 休憩

△

午後 1 時21分 再開

○副議長（清藤一憲君） 再開いたします。

日程第 7 議長選挙

○副議長（清藤一憲君） 日程第 7、議長選挙。

これより議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（清藤一憲君） 議長選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

お諮りします。

議長選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票によって行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清藤一憲君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票によるものと決定いたしました。

これより議長の選挙を投票で行います。

ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りします。

会議規則第32条第 2 項の規定により、立会人に廣澤俊幸君と河野博文君の 2 名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清藤一憲君） 異議なしと認めます。

よって、廣澤俊幸君と河野博文君が立会人として決定いたしました。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○副議長（清藤一憲君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

○副議長（清藤一憲君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の廣澤俊幸君と河野博文君、事務局長は点検をしてください。

（投票箱点検）

○副議長（清藤一憲君） 異状はありませんか。

（異状なし）

○副議長（清藤一憲君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に投票記載台で投票用紙に被選挙人 1 名を記載し投票をお願いします。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

○議会事務局長（大蔵順一君） 正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、投票用紙に記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席に帰っていただくようお願いいたします。

それでは、私のほうから順次呼び上げます。

それでは、呼び上げます。

最初に、副議長、それから立会人をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

副議長、12番 清藤一憲議員。

立会人、1番 廣澤俊幸議員。

立会人、7番 河野博文議員。

次に、議席番号順に呼び上げます。

2番 大谷徹子議員、3番 宿利忠明議員、4番 石井龍文議員、5番 中川英則議員、6番 菅原 一議員、8番 尾方嗣男議員、9番 秦 時雄議員、10番 松本義臣議員、11番 宿利俊行議員、13番 藤本勝美議員、14番 片山博雅議員、15番 繁田弘司議員、16番 高田修治議員。

以上であります。

○副議長（清藤一憲君） 投票漏れはありますか。

（投票漏れなし）

○副議長（清藤一憲君） 投票漏れなしと認めます。

投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

廣澤俊幸君、河野博文君の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（清藤一憲君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

この数は先ほどの出席議員に符合いたします。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 1票

でございます。

有効投票のうち

高田修治君 9票

繁田弘司君 6票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、高田修治君が玖珠町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○副議長(清藤一憲君) ただいま、玖珠町議会議長に当選されました高田修治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで執行部の入場を求めます。

(執行部入場)

○副議長(清藤一憲君) ここで、玖珠町議会議長に当選されました高田修治君に議長席に着席いただき、議会議長の当選承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

これを持ちまして、新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(議長高田修治君 議長席に着席)

○議長(高田修治君) それでは、一言就任の挨拶をさせていただきます。

先ほどの投票の結果を厳しく受けとめております。皆様方の協力なくして、この2年間やっていくとは思っておりません。どうぞ、そういう意味で、最後までひとつよろしくご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

執行部におかれましては、あと2年やることになりました。これまで同様、ひとつよろしくご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、新任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。執行部の方々には、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡をいたします。よろしくお願いいたします。

(執行部退席)

午後1時48分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長(高田修治君) 再開いたします。

ただいま、副議長清藤一憲君から、玖珠町議会副議長の辞職願が提出されましたので、副議長辞職についてを日程に追加して、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職を日程に追加して議題といたします。

日程第8 副議長辞職について

○議長(高田修治君) 日程第8、副議長辞職について。

本案は、清藤一憲君の一身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により、清藤一憲君の退席を求めます。

(副議長清藤一憲君退席)

○議長(高田修治君) 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

大蔵議会事務局長。

○議会事務局長(大蔵順一君) 辞職願

私儀 この度、玖珠町議会の慣例により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定より許可されますようお願い出ます。

平成25年4月30日

玖珠町議会副議長 清藤一憲

玖珠町議会議長 高田修治殿

○議長(高田修治君) お諮りします。

清藤一憲君の副議長の辞職願を許可することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、清藤一憲君の玖珠町議会副議長の辞職については許可することに決定いたしました。

清藤一憲君の着席を許可します。

(12番清藤一憲君着席)

○議長(高田修治君) ただいま、玖珠町議会副議長が欠員となりました。

お諮りします。

直ちに副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、全員協議会で協議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、これより全員協議会を行いますので、休憩いたします。

議員控室にお集まりください。

執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

(執行部退席)

午後2時04分 休憩

△

午後 2 時 28 分 再開

○議長（高田修治君） 再開いたします。

日程第 9 副議長選挙

○議長（高田修治君） 日程第 9、副議長選挙。

これより副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖願います。

（議場閉鎖）

○議長（高田修治君） 選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

お諮りします。

副議長選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によって行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、投票によるものと決定いたしました。

これより副議長の選挙を投票で行います。

ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に廣澤俊幸君と河野博文君の2名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、廣澤俊幸君と河野博文君が立会人として決定いたしました。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（高田修治君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

○議長（高田修治君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の廣澤俊幸君と河野博文君、事務局長は点検をしてください。

（投票箱点検）

○議長（高田修治君） 異状はありませんか。

(異状なし)

○議長(高田修治君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に、投票記載台で投票用紙に被選挙人1名を記載し投票願います。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

大蔵議会事務局長。

○議会事務局長(大蔵順一君) それでは、私のほうから順次呼び上げます。

正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、投票用紙に記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席に帰っていただくようお願いをいたします。

それでは、呼び上げます。

最初に、議長と立会人からお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

まず、高田修治議長。

立会人、1番 廣澤俊幸議員。

立会人、7番 河野博文議員。

次に、議席番号順に呼び上げます。

2番 大谷徹子議員、3番 宿利忠明議員、4番 石井龍文議員、5番 中川英則議員、6番 菅原一議員、8番 尾方嗣男議員、9番 秦時雄議員、10番 松本義臣議員、11番 宿利俊行議員、12番 清藤一憲議員、13番 藤本勝美議員、14番 片山博雅議員、15番 繁田弘司議員。

以上であります。

○議長(高田修治君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

○議長(高田修治君) 投票漏れなしと認めます。

投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

廣澤俊幸君、河野博文君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高田修治君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

この数は先ほどの出席議員に符合いたします。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

でございます。

有効投票のうち

宿利俊行君 8 票

尾方嗣男君 5 票

清藤一憲君 3 票

以上、16票でございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宿利俊行君が玖珠町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○議長(高田修治君) 執行部を入れますので、しばらくお待ちください。

(執行部入場)

○議長(高田修治君) 再開します。

ただいま、玖珠町議会副議長に当選されました宿利俊行君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで玖珠町議会副議長に当選されました宿利俊行君にご登壇いただき、副議長の当選承諾並びにご挨拶をお願いします。

○副議長(宿利俊行君) 一言ご挨拶を申し上げます。

私にとっては身に余る光栄でございます。もとより浅学非才でございますが、高田議長を補佐し、そして議員皆様方のご協力を得ながら議会を推進していきたい、そういうふうに思っておるようなわけでございます。何分にも突然でございますので、まとまったご挨拶もできませんが、どうかひとつ今後とも、高田議長、私を含めて、どうかご支援のほどお願いを申し上げますと同時に、今後とも執行部の方々におかれましても、これまでどおり、ぜひご協力をいただき、そして玖珠町のために、あるいは町民のために頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長(高田修治君) ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。ちょっとそのままお待ちください。

午後2時51分 休憩

△

午後2時53分 再開

○議長(高田修治君) 再開します。

ただいま、新しく正副議長が選任されましたので、議席の変更指定を行いたいと思います。お諮りします。

直ちに議席の変更指定を日程に追加し、これを行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議席の変更指定を日程に追加し、直ちに議席変更指定をすることに決定いたしました。

日程第 10 議席の変更指定について

○議長（高田修治君） 日程第10、議席の変更指定について。

議席の指定については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において変更ができることになっています。

お諮りします。

議長の議席については、慣例により最終議席番号の16番と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

それでは、議席の順番が決定しましたので、議席の確認と指定をいたします。

1 番 宿 利 忠 明 議 員

2 番 大 谷 徹 子 議 員

3 番 石 井 龍 文 議 員

4 番 廣 澤 俊 幸 議 員

5 番 中 川 英 則 議 員

6 番 尾 方 嗣 男 議 員

7 番 菅 原 一 議 員

8 番 河 野 博 文 議 員

9 番 秦 時 雄 議 員

10 番 松 本 義 臣 議 員

11 番 清 藤 一 憲 議 員

12 番 宿 利 俊 行 議 員

13 番 藤 本 勝 美 議 員

14 番 片 山 博 雅 議 員

15 番 繁 田 弘 司 議 員

16 番 高 田 修 治 でございます。

以上でございます。

それでは、ただいまより議席の確認と交替をお願いいたします。

（議席の交替）

日程第 11 常任委員会委員の選任

○議 長（高田修治君） 日程第11、常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会委員並びに議会選出の各種委員など、新しい議会構成のため、暫時休憩いたします。
議員控室にお集まりください。

執行部の方々にはここで退席をお願いします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。よろしく
お願いいたします。

（執行部退席）

午後 2 時56分 休憩

△

午後 4 時53分 再開

○議 長（高田修治君） 再開します。

お諮りします。

本日の会議は午後 5 時までとなっています。時間を延長して、日程の終了するまで会議を行うこと
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、日程の終了するまで時間延長することに決しました。

各常任委員会につきましては、玖珠町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に
諮って指名することになっていますので、これから各常任委員会の委員を指名いたします。

まず、総務常任委員会委員に

3 番 石 井 龍 文 君

5 番 中 川 英 則 君

7 番 菅 原 一 君

11番 清 藤 一 憲 君

14番 片 山 博 雅 君

16番 高 田 修 治

の 6 名を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

4 番 廣 澤 俊 幸 君

6 番 尾 方 嗣 男 君

10番 松 本 義 臣 君

13番 藤 本 勝 美 君

15番 繁 田 弘 司 君

の 5 名を指名いたします。

次に、文教民生常任委員会委員に

1 番 宿 利 忠 明 君

2 番 大 谷 徹 子 さん

8 番 河 野 博 文 君

9 番 秦 時 雄 君

12 番 宿 利 俊 行 君

の 5 名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました方々を、各常任委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を各常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 7 条第 2 項により、委員会において互選することになっております。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時 56 分 休憩

△

午後 5 時 06 分 再開

○議 長（高田修治君） 再開いたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に 7 番 菅 原 一 君

副委員長に 3 番 石 井 龍 文 君

産業建設常任委員会委員長に 13 番 藤 本 勝 美 君

副委員長に 4 番 廣 澤 俊 幸 君

文教民生常任委員会委員長に 8 番 河 野 博 文 君

副委員長に 1 番 宿 利 忠 明 君

以上の方が互選されました。

よって、各委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

日程第 12 議会運営委員会委員の選任

○議 長（高田修治君） 日程第 12、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会については、議会運営委員会規定第 5 条により、議長において指名することになっ

ていますので、これから議会運営委員を指名いたします。

3 番 石 井 龍 文 君

5 番 中 川 英 則 君

7 番 菅 原 一 君

8 番 河 野 博 文 君

9 番 秦 時 雄 君

10 番 松 本 義 臣 君

12 番 宿 利 俊 行 君

13 番 藤 本 勝 美 君

15 番 繁 田 弘 司 君

以上、9 名を指名いたしますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

議会運営委員会委員長並びに副委員長は、議会運営委員会規則第 7 条第 2 項により、委員会において互選することになっています。議会運営委員会委員長及び副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

○議 長（高田修治君） 再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員長に 10 番 松 本 義 臣 君

副委員長に 9 番 秦 時 雄 君

が互選されました。

日程第 13 特別委員会委員の選任

○議 長（高田修治君） 日程第13、特別委員会委員の選任を行います。

各特別委員会につきましては、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長において指名することになっておりますので、これから各特別委員会の委員を指名いたします。

まず、基地対策特別委員会委員に、

1 番 宿 利 忠 明 君

2 番 大 谷 徹 子 さん

3 番 石 井 龍 文 君

6番 尾 方 嗣 男 君

11番 清 藤 一 憲 君

15番 繁 田 弘 司 君

それに、副議長の12番 宿 利 俊 行 君

議長の高 田 修 治

の8名を指名いたします。

次に、総合運動公園調査検討特別委員会委員に

1番 宿 利 忠 明 君

5番 中 川 英 則 君

9番 秦 時 雄 君

10番 松 本 義 臣 君

11番 清 藤 一 憲 君

13番 藤 本 勝 美 君

副議長の12番 宿 利 俊 行 君

議長の16番 高 田 修 治

の8名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を各特別委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を各特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、各特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。

各特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため暫時休憩をいたします。

○議 長（高田修治君） 再開いたします。

各特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

基地対策特別委員会

委員長に 6番 尾 方 嗣 男 君

副委員長に 15番 繁 田 弘 司 君

総合運動公園調査検討特別委員会

委員長に 9番 秦 時 雄 君

副委員長に 1番 宿 利 忠 明 君

以上の方々が互選されました。

よって、各特別委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたし

ました。

日程第 14 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

○議長（高田修治君） 日程第14、玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、玖珠九重行政事務組合議会議員に

総務常任委員会の 7 番 菅 原 一 君

文教民生常任委員会の 9 番 秦 時 雄 君

副議長の 12 番 宿 利 俊 行 君

議長の 16 番 高 田 修 治

の4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を当選人に定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました4名が玖珠九重行政事務組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の告知をいたします。

日程第 15 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

○議長（高田修治君） 日程第15、日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、日田玖珠広域消防組合議会議員に

副議長の 12番 宿 利 俊 行 君

議長の 16番 高 田 修 治

の2名を指名します。

ただいま議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました2名が日田玖珠広域消防組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

日程第16 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議 長（高田修治君） 日程第16、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に

文教民生常任委員の 9番 秦 時 雄 君

を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました1名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました1名が大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

次に、各種委員会、協議会委員の議員選出については議員選出表を配付しますので、しばらくお待ちください。

各種委員会、協議会委員の委員選出につきましては、ただいま配付いたしました選出表のとおり、決定いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、配付表のとおり決定いたしました。

ここで、総務課長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） よろしく申し上げます。

本日の議案第39号で、河野議員さんよりご質問いただきました住宅新築資金等貸付事業特別会計についてであります。

再度、ご説明を申し上げました内容どおり、最初の答弁を削除させていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議 長（高田修治君） 次に、議員選任されていました監査委員から、玖珠町長に監査委員の辞職願が提出され、玖珠町長より、地方自治法第198条の規定により承認された旨の報告がありましたので、報告します。

ただいま、執行部より追加議案として、玖珠町監査委員の選任についての上程の申し出がありましたので、本件を日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから配付いたします。

日程第 17 追加議案の上程（議案第45号）

○議 長（高田修治君） 日程第17、追加議案の上程を行います。

これより議案の上程を行います。

町長より提出されました議案第45号 玖珠町監査委員の選任について、上程いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議会事務局長に議案の朗読をさせます。

大蔵議会事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第45号 玖珠町監査委員の選任について

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 先ほどご提案申し上げました議案第44号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について説明の中で、「不適切な事務処理」と説明

申し上げるべきところを「不正な事務処理」と発言いたしましたので、訂正させていただきたいと思っています。

また、この議案に対するご質問に対し、他の歳計外現金からの流用を行っているようなお答えをいたしました。が、所得税科目はマイナスで運用を行っていますので、これもあわせて訂正をお願いしたいと思っています。

引き続きまして、議案第45号について説明申し上げます。

議案第45号は、玖珠町監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任されました玖珠町監査委員藤本勝美氏の退任に伴い、玖珠町大字綾垣188番地の3、片山博雅氏を玖珠町監査委員に選任したいもので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

参考として、同氏の略歴を添付いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） お諮りします。

本案は人事案件でございます。委員会付託を省略して、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

議案第45号は、玖珠町監査委員の選任同意であります。

本案は、14番片山博雅君の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、14番片山博雅君の退席を求めます。

（14番片山博雅君退席）

日程第18 質疑・討論・採決

○議長（高田修治君） 日程第18、質疑・討論・採決を行います。

議案第45号の質疑を受けます。

本議案に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は人事案件であります。討論を省略して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し採決をいたします。

これより採決を行います。

議案第45号、玖珠町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第45号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

14番片山博雅君の入場、着席を許可します。

（14番片山博雅君着席）

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君を玖珠町監査委員として選任同意をいたしました。

日程第19 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第19、委員会の継続審査の付託について。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会から、会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所管事務について、閉会中においてもなお継続審査したいとの旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会は、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 本臨時議会に、条例の一部改正及び補正予算の専決処分の承認を求めるものが9件、条例の制定1件、追加議案1件の計11議案を上程させていただきましたけれども、いずれも速やかにご承認を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日まで議長の職を務められました高田修治議員、同じく副議長の職を務められました清藤一憲議員には、この２年間、大変厳しい社会情勢の中、すぐれた手腕を発揮され、議会改革を初め、議会の活性化のため、多くの課題を解決され、また円滑、円満な議会運営に努められました。そのことを通じまして、玖珠町の発展、振興にご尽力を賜りましたわけでありまして、そのご苦勞に対して深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

さらに、今回の議長選挙おきまして、議長に再び高田修治議員、新たに副議長に宿利俊行議員が選ばれましたことに対しても、心からお祝いを申し上げる次第でございます。また、ただいま常任委員会の構成がえを初め、各種委員会の選任などが行われまして、新しい玖珠町議会の体制が整いました。本町の意思を決定する機関であります玖珠町議会の権限、権能がさらに高まるものとご期待申し上げますとともに、今後とも高田修治議長を筆頭に議員各位におかれましては、玖珠町の発展と活性化、元気あふれるまちづくりのため、これまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、初夏の兆しさを感じられる今日このごろであります。あと数日で５月５日、当町の最大のイベントであります第64回日本童話祭が開催されます。今回は３月２日の町民の日に皆さんにご披露いたしました玖珠町のゆるキャラ「くるりん」を初め、大分の「めじろん」、九重町の「ミヤちゃん」、日田市の「たんそうさん」が参加して各会場を盛り上げてくれる予定になっております。

議員各位におかれましても、ご多忙中かと思いますが、万障繰り合わせの上、ご参加いただきたく重ねてお願い申し上げ、閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（高田修治君） これをもちまして、平成25年第２回玖珠町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変長時間にわたり審議いただき誠にありがとうございました。ご協力に感謝を申し上げまして閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

午後５時28分 閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成25年４月30日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

玖 珠 町 議 会 副 議 長 清 藤 一 憲

署 名 議 員 石 井 龍 文

署 名 議 員 藤 本 勝 美